

広島県感染症発生動向月報

[広島県感染症予防研究調査会]

(平成20年2月解析分)

1 疾患別定点情報

(1) 定点把握(週報)五類感染症

平成20年1月分(平成19年12月31日～2月3日:5週間分)

No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号	No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号
1	インフルエンザ	4,867	8.46	13.07		10	百日咳	10	0.03	0.01	
2	RSウイルス感染症	412	1.14	-		11	ヘルパンギーナ	7	0.02	0.03	
3	咽頭結膜熱	114	0.32	0.27		12	流行性耳下腺炎	44	0.12	0.89	
4	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	389	1.08	0.98		13	急性出血性結膜炎	1	0.01	0.03	
5	感染性胃腸炎	3,931	10.92	11.16		14	流行性角結膜炎	62	0.65	0.96	
6	水痘	553	1.54	2.05		15	細菌性髄膜炎	0	0.00	0.01	
7	手足口病	102	0.28	0.10		16	無菌性髄膜炎	1	0.01	0.03	
8	伝染性紅斑	43	0.12	0.16		17	マイコプラズマ肺炎	33	0.31	0.20	
9	突発性発しん	177	0.49	0.58		18	クラミジア肺炎	0	0.00	0.00	

(2) 定点把握(月報)五類感染症

平成20年1月分(1月1日～1月31日)

No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号	No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号
19	性器クラミジア感染症	46	2.00	1.91		23	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	113	5.38	5.31	
20	性器ヘルペスウイルス感染症	16	0.70	0.63		24	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	25	1.19	2.13	
21	尖圭コンジローマ	9	0.39	0.55		25	薬剤耐性緑膿菌感染症	3	0.14	0.22	
22	淋菌感染症	29	1.26	0.87							

「過去5年平均」:過去5年間の同時期平均(定点当り)

報告数が少数(10件程度)の場合は発生記号は記載していません。

急増減疾患!!(前月比2倍以上増減)

急増疾患 伝染性紅斑 (21件 43件)

発生記号(前月と比較)

急増減			1:2以上の増減
増減			1:1.5～2の増減
微増減			1:1.1～1.5の増減
横ばい			ほとんど増減なし

定点把握対象の五類感染症(週報対象21疾患,月報対象7疾患)について,県内178の定点医療機関からの報告を集計し,作成しています。

	内科定点	小児科定点	眼科定点	STD定点	基幹定点	合計
対象疾病No.	1	1～12	13,14	19～22	15～18,23～25	
定点数	43	72	19	23	21	178

2 一類・二類・三類・四類感染症及び全数把握五類感染症発生状況

類別	報告数	疾患名(管轄保健所)
一類	0	発生なし
二類	41	結核(広島市保健所(17),福山市保健所(4),呉市保健所(3),広島地域保健所(4),呉地域保健所(2),東広島地域保健所(4),尾三地域保健所(4),福山地域保健所(1),備北地域保健所(2))
三類	2	細菌性赤痢(1)(福山市保健所) 腸管出血性大腸菌感染症(O91)(1)(備北地域保健所)
四類	6	レジオネラ症(3)(広島市保健所(2),呉市保健所(1)), A型肝炎(2)(福山市保健所) つつが虫病(1)(広島市保健所)
五類全数	5	アメーバ赤痢(1)(広島市保健所), ウイルス性肝炎(C型)(1)(福山市保健所) クロイツフェルト・ヤコブ病(1)(福山市保健所), 風しん(1)(広島市保健所) 麻しん(1)(広島市保健所)

3 一般情報

(1) インフルエンザの流行状況について

広島県内の今シーズン(平成19年~20年)のインフルエンザの流行状況は、第4週(1月21日~27日)に、備北地域保健所管内(三次市,庄原市)で定点医療機関当たりの報告数が警報の基準である30を超えたため、1月31日「インフルエンザ警報」を発令しました。

本格的な流行期に入ったものと考えられます。次の点に注意し、インフルエンザを予防し、流行の拡大を防ぎましょう。

予 防 対 策

- ・ 外出時には、マスクを着用し人ごみはなるべく避けましょう。
- ・ 外出先から帰宅したら、うがいと手洗いを励行しましょう。
- ・ 栄養バランスのとれた食事をとり、体調を整えましょう。
- ・ 室内は、加湿器などを使って、適度な湿度(50~60%)を保ちましょう。
- ・ インフルエンザかなと思ったら、安静にし、早めに医療機関を受診しましょう。

(2) 麻しん・風しんの定期予防接種の対象者の拡大について

平成19年4月頃から、10歳代や20歳代を中心にした年齢層で、麻しんが流行し、多くの高等学校や大学等で休校等の措置がとられました。このような状況を受け、平成20年4月1日から、5年間、予防接種法に基づき、市町が行う定期予防接種の対象者に、麻しん、風しんの予防接種を、これまでに1回しか受けていない年齢層(3期・4期)が追加されることになります。詳しくは、お住まいの市町予防接種担当課にお問い合わせください。

現行	拡大(平成20年4月1日~平成25年3月31日)
1期 生後12月から24月未満の者 2期 小学校就学前の1年間にあたる者 5歳以上7歳未満の者で、小学校就学前の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	3期 中学校1年生に相当する年齢の者 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 4期 高等学校3年生に相当する年齢の者 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者

接種するワクチン

麻しん	麻しん風しん混合ワクチン 又は 麻しんワクチン
風しん	麻しん風しん混合ワクチン 又は 風しんワクチン

麻しん風しんの届出基準の改正について

平成20年1月1日から、医師の届出基準が改正になり、麻しん風しんが五類定点疾病から五類全数疾病へ変更になり、すべての麻しん風しん患者について保健所へ届出がされることになりました。